



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

東京都品川区東品川 3 丁目 3 2 番 4 2 号  
株 式 会 社 **JALUX**(**ジャルックス**)  
代 表 取 締 役 社 長 横 尾 昭 信  
(東証 1 部 コード番号: 2 7 2 9)  
お 問 い 合 わ せ 先  
常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 山 口 修  
( T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 8 8 2 2 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、迅速な業務執行と責任の明確化を目的として既に執行役員制度を導入しておりますが、今般、執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものであります(第 23 条第 3 項)。
- (2) 経営体制の機動的な構築を可能とするため、執行役員から社長を選任するようにするとともに、所要の改正を行うものであります(第 13 条第 2 項、第 14 条、第 23 条第 1 項、第 4 項ないし第 6 項)。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」において責任限定契約を締結することができる役員が変更されたことに伴い、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役についても、その役割を十分に果たすことができるようにするため、責任限定契約を締結することができるようにするものであります(第 25 条第 2 項および第 32 条第 2 項)。なお、第 25 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行	変更後
<p>(総会の招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて取締役会の決議により招集する。</p> <p>2. 株主総会は<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>本会社に、取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長は会社を代表する。</u></p> <p>3. <u>取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会長または取締役社長が取締役会を主宰する。</u></p> <p>5. <u>取締役社長は、取締役会の決議に基づき、会社業務を総理し、取締役会長に事故あるときはその業務を代行し、取締役会長が欠員のときは、その業務を行う。</u></p> <p>6. <u>取締役社長に事故あるときまたは取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がその業務を代行し、またはその業務を行う。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第 13 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、<u>代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。</u> <u>この取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は<u>代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役に</u>これに当たる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(代表取締役、役付取締役および執行役員)</p> <p>第 23 条 本会社は、<u>取締役会の決議をもって会社を代表する取締役若干名を選定し、必要に応じて役付取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役が取締役会を主宰する。</u></p> <p>3. <u>本会社は、取締役会の決議をもって執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>4. <u>本会社は、取締役会の決議をもって執行役員の中から、社長執行役員 1 名を選定し、必要に応じてその他の役付執行役員を選定する。</u></p> <p>5. <u>社長執行役員は、取締役会の決議に基づき、会社業務を総理する。</u></p> <p>6. <u>社長執行役員に事故あるときまたは社長執行役員が欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により定めた者が、その業務を代行する。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条</p>

<p>定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>	<p>（現行どおり）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第32条</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>
---	--